

表 開示すべき項目と基準額

種類	COI 申告の内容説明	申告の基準
1. 役員・顧問職	1 つの企業・組織や団体からの報酬額	100 万円以上/年間
2. 株式の保有	1 つの企業からの 1 年間の株式による利益(配当、売却益の総和)または、当該全株式の保有割合	100 万円以上/年間または 5% 以上
3. 特許権使用料	1 つの権利使用料として支払われた総額	100 万円以上/年間
4. 講演料等	1 つの企業や営利を目的とした団体より、会議の出席(発表)に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当(講演料など)の総額	50 万円以上/年間
5. 原稿料	1 つの企業や営利を目的とした団体より、パンフレットなどの執筆に対して支払われた原稿料の総額	50 万円以上/年間
6. 研究費(受託研究費、共同研究費など)	1 つの企業や団体より、研究(受託研究、共同研究、治験など)に対して実際に割り当てられた総額	100 万円以上/年間
7. 奨学寄附金	1 つの企業や団体が提供する、申告者個人または申告者が所属する部署(講座・分野あるいは研究室)の代表者に支払われた総額	100 万円以上/年間
8. 寄付講座	企業・組織や営利を目的とした団体が提供する寄附講座に申告者らが所属している場合	所属
9. その他	研究とは直接無関係な旅行、贈答品などの提供については、1 つの企業・組織や営利を目的とした団体から受けた総額	5 万円以上/年間